

統合医療の推進に関する意見書

我が国の医療の中心である近代西洋医学は、感染症を初めさまざまな疾患について、治療方法の開発や病因の分析に絶大な貢献をもたらし、公衆衛生環境の改善と相まって、平均寿命の伸長に大きく貢献してきた。しかしながら、現在の医療費の高騰の主要因である生活習慣病の誘因としてのストレスや社会格差、高齢化に伴う認知症の増加などに対しては、現状の医療制度では十分に対応されているとは言えず、予防と生活の質の向上（QOL）を主体とした持続可能な健康医療システムの構築が重要である。

このような中で「統合医療」と言われる、近代西洋医学に相補代替療法や伝統医学等を加えた医療モデルや、地域コミュニティが主体となって取り組む社会モデルの相互活動によって、症状の改善とQOLの向上に対して一定の有用性・有効性について報告されている。

これを踏まえ国・厚生労働省においても「統合医療の在り方に関する検討会」を経て「統合医療企画調整室」が、国会においても与党を中心に「統合医療推進議員連盟」がそれぞれ設置され、統合医療の有効活用を図るべく基本法の制定に向けた政策提言や検討、組織整備が行われている。

よって国に対し、地方の医療課題に対応すべく統合医療の推進に向けて、下記の事項の早期実現を求める。

記

1. 統合医療推進基本法（仮称）を制定する。
2. 統合医療の研究機関の設置と人材育成体制を整備する。
3. 混合医療において、医療の質を確保し財源を圧迫しない療法について、患者の状態や要望に合わせて保険診療との併用を認める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。